

研 究

明治初年に於ける道中旅宿の組合

和 田 篤 憲

道中に於ける旅宿が其組合を設けたのは文化元年に始まる。而してこの旅宿組合が徳川末期に於て何故生れ出でたかは明治初年に於ける道中旅宿の組合を述ぶるに方つても先づ究めなければならない問題である。

文を支辨したものである。世にこの種の旅宿をば木賃宿と稱せられた。

抑々各驛に於ける宿舎が種々饗應をなすに至つたのは徳川時代も中期以後のことで、其初期に於ては尙乾飯を携行し宿舎に到らば湯を沸させ、己が携帶の乾飯を浸して漸く食し、寢に就くが如き有様であつた。即、宿料として支拂つたものは湯沸しに使用した木代で、せいふゝ四文乃至五も置いて旅人の情をなぐさめんとするに至つたのである。



史乘に徴すれば萬治二年七月、幕府は道中奉行を設置し、早くも東海道筋各驛に娼女を置くことを嚴禁する旨命じてゐるが、其後この命に違犯する者は度々出でたが故に、寛文二年十一月に至つて東海道各驛の隣娼を驅逐し、逃亡するものを追捕せしめ、爾後は宿屋に隣婢の外婦女を置くことと禁じたのである。

この後旅宿は食賣女（或は飯盛女）の名の下に娼婦を常備し、盛に惡行を薦めたが、道中奉行もその取締を強ひて嚴重にはせず、たゞ表面上娼婦の數を制限するが如き方策を探つてゐた。享保三年十月に於て飯盛女を一戸二人と定めたるが如きはこれである。即ち、道中旅宿は萬治寛文以後、食賣女の名稱の下に娼婦を匿ひ置き惡行をすゝめたから、其弊害も大なるものがあり、爲めに旅人は安心して止宿する事能はざるが如きことゝもなつた。當時の道中記に「一、賣女めしもり女にはしつひぜんあるもの多し、つゝしむべし云々」の注意書のあるはこの類である。かゝる奸惡なる策略を以て繁榮を計つた宿屋は上記の如く當時全國に甚だ

多かつたから、この弊害を除去せんが爲に、民間の一商人は憤起して浪花講なるものを設くるの計畫を建てた。即ち、文化元年、大阪玉造上清水町に住む松屋甚四郎といふ綿弓の弦を商ふ者の、手代源助なるものが、諸方に行商し、諸所に於ける旅宿の待遇の悪しきこと並に其弊風を慨嘆し、こゝに旅宿組合を設けて道中宿屋の弊風を止めんとし、主人甚四郎と相談したが、主人は又江戸の鍋屋甚八と計り、浪花講なる宿屋組合を作り、松屋甚四郎が其講元となり、全國に亘つて廣く加盟店を募集し、加入者は浪花講定宿目印なる看板を己が店先に掲げ、食賣女等をすゝめざる事は勿論堅實丁寧に商賣をなす事を標榜した。こゝに於て當時の旅人は大にこれを喜こび、組合旅宿を信用した。こゝに於て其後天保元年に至りこれに倣つて大阪日本橋の河内屋茂左衛門、江戸喰馬町薺豆屋茂右衛門等は三都講を創立したのである。尙其他大山詣、富士詣等の爲には大山講、富士講といふが如きものまで出來、一般行旅者及行商者の便益を得た事は實に大なるものがあつた。但し大山講、富士講の如き

は旅客の便宜上設けた組合で、旅宿組合ではない。従つて何の講社に加盟する旅宿も自由にこの講を置かした。次に参考として文久二年版浪花講定宿帳に記されたる趣意書を見るに、諸國道中筋の宿やどは勿論休所に於ても目印看板を掲げ、この看板の旅宿に於ては賣女や飯盛女などをすゝめる心配がないから安心して止宿してよい。もし萬一かゝる看板を掲示してゐる宿屋で尙、賣女や飯盛女等をするもの或は粗略な待遇をなすものゝあつた時は其宿の名前を發起人たる大阪松屋源助に通知せられたし。その場合に於ては講元は早速定宿の變更を行ふべき旨を述べてゐる。

其後明治維新以後になつても上記の如き講社は存在してゐたものであるが、次で設立せられた新しい講社等もあり又組織等も種々變つてゐたのである。昭和七年八月二日、大阪毎日新聞所載の「今昔東海道」中には、徳富蘇峰氏の談話が掲載せられてゐて、これには明治初年に於ける旅宿組合のことが述べられてゐた。即、

私は明治十三年の頃、三回ほど足駄ばきで此東海道を

上り下りしました。其時分は宿々の旅籠に眞誠講、一新講の本陣、脇本陣、一般の商人宿と此三種三態の面影と格式とを傳へてゐた。此眞誠講(本陣)に舊式、一新講社(脇本陣)は新式、浪花講(商人宿)は當時の最新式で謂はゞまあ大衆的で、面白い事は最初の此眞誠講なら眞誠講に宿をとりますと、そこから宿次に同じ格式の宿へ送りがついで終始同格の宿へ泊らなければなりませんでした。云々と、當時東海道を旅行せし氏の眼にも旅宿の組合が種々あつたことが映つてゐるのである。

私は先づ、順序として徳川時代より存してゐた浪花講及び三都講を尋ね、次で上記明治十三年頃東海道を往反せし徳富氏が見聞したといふ眞誠講、一新講を維新後設立せられた講社の代表的のものとして見、併せてこれ等諸講の組合及特色等につき詳述することゝしたい。(尙當時に於ては、榮世社、神風共立講等もあつたが、こゝには述べない)

猪、浪花講の其後は明治十三年四月、政府の尋問に對して

答申せる刈豆屋茂右衛門の調書、浪花講創立手續書に據れば浪花講は其初め浪花組と稱したが、天保十二年中、組の文字差支（組の文字差支の事）へのため浪花講と改稱せられたものである。其講仲間の印たる鑑札はそれを宿屋に預けて宿泊する定で組外の人は鑑札なしには仲間と稱して講中の旅宿に泊ることが出来ない規定であつた。若し他國の商人でその鑑札を希望するものがあつた爲めに其鑑札を渡すときには松屋甚四郎方に申出て阪地住居の者より引受證を取り鑑札を渡すといふ嚴重な規約があつた。其後天保十二年に浪花組が浪花講となつてからは浪花講の加盟旅宿も多くなり、鑑札を所持して旅行することが大に便利となつたために鑑札の贋造をするものが續出したので、弘化三年に至り從來鑑札は木札であつたものを改めて織物となし、以て鑑札の偽造を防いだが、明治維新の際、これ迄道中一人の旅行者は止宿させなかつたものを、一人でも宿泊を許さずやうに命令が出てからは、民間の旅行は大に便利となり、講中の證明書たる鑑札を要せざることとなり、從來浪花講の

取締をしてゐた松屋源助も初めの如く權勢を振ふこと能はざることとなつた。従つて道中各宿の加盟店宿も種々轉業するものを生じ、浪花講の看板も他人に渡るやうになり、其名義も段々衰頽することとなつた。明治六年には「新講同九年二月には眞誠講の設立に刺戟せられた浪花講は同年六月に至り、松屋源助は祖先の名譽恢復のために、大阪府廳へ出願せし處、「講中熟談の上は勝手たるべし。官に於て差圖に及ぶべき筋に無之」の旨通知があつたので、同講社中のものは所々巡回の末に東京に到り有志と計つて同盟の規約を作つたのである。今左に浪花講改正規約同盟調印簿（明治十三年四月提出）中の社則を見るに、其第一則に「社中休泊所は旅客の便益を主として務て粗略無之様鄭重に接待すべき事」と述べてゐてこれは別に從來の規約と變つてゐない。其第三則には「旅客休泊の差圖は社中へ限るものとす」と營業の區分及び排他的な營業方針を述べ、又、其第四則には「社中繁榮を計るは各其勉務にありと雖も一層丁寧旅

客を接待し安全旅中を保護し、平常道中記を貯置き不辨利無之様注意致すべし」と旅人に對する作法を述べてゐる。

尙第五則には人民の輻湊する他の休泊所には其他に連絡する國村道等の四方に達する宿村驛の里程を精密に記載し、

店頭に張出し置くべき事を命じ、第六則に於ては獨行の旅

客が途上急病になつたときには親切に取扱ふべき事を命じてゐる。其他婦女子に對する取扱上の注意、道中不當賃錢

に對する取締、雨天のときの貸傘及夜分の貸提灯のこと、又

宿料及中飯を上中下の三等に區別したる丈行土地の相場を

以て廉價に賄ふべきこと或は遊女の取もちや、酒肴の押賣

り等をなすべからざる旨を規定してゐる。其外他社中の規

約等種々規定せられたるものと見られよう。左に其全文を示さう。

浪花講改正

規約同盟調印簿

明治十三年四月出ス

夫れ浪花講とは今を距る凡四十餘年の頃にして其時昔文化年間に於て祖先故源助浪花組の名義にて之を發起し實に五十七道東陸西隅六小驛舍津々浦々山又山の村落まで海内都鄙に星布せる同業有志の輩と共和團結して一般羈旅の安穩保全を計りしをば素より世間の遍く知る處にして今更茲に畧々贅辯を俟ざるなり然るに皇政一變維新の際に及んで漸次権機稍衰弛に垂とす茲に於てや東西に何々講曰く何々と諸講名の顯出する日一日より増殖して枚舉するに暇あらず隨て設置すれば隨て隱微に屬し殆ど痕跡をだに留めざるものあり變轉萬化出沒際限なきが如し今尙二三の講名あるも當講昔日の右に出で未だ曾て東西十備したるものあるを不見實に遺憾ならずや今や明治昭代の德澤を仰蒙し袖手傍観默々するに不忍故に祖先創業の緒意を繼ぎ溫古知新を旨とし宿驛聯合の舊慣に據てその基礎を定め往時に遡りてこれを恢復し洋洋乎として其樂域に達するを得せしめんことを議す社中等然その志業を嘉し翕然議擬して社則を制定すともに利害禍福を同ぶし共和團結して以て永遠不朽の信義を固し相互に社中の幸福を祈り人民たるの義務を失なはず國恩の一に報酬せんことを因て自今日の丸の中へ本の字を入れ改正乃ち二字を冠し乃ち改正浪花講と稱す社中一般宜しく體貼して確定する規則を遵守し博く全國に及し永く後年に保持せんことを冀ふ而已

第一則　社中休泊所ハ旅客ノ便益ヲ主トシ務テ龐略無之様鄭重ニ接待スベキ事

第二則　凡テ從來持傳タル定休泊目印看板ハ其儘掲ゲ置トモ自已ノ勝手タルベキ事

第三則　旅客休泊ノ差圖ハ社中ヘ限ルモノトス社中ノ營業者ヘ差圖シ或ハ他譯ノ道中記等與ヘ間敷事

第四則　社中繁榮ヲ計ルハ各其勉務ニアリト雖一層丁寧旅客ヲ接待シ安全旅中ヲ保護シ平常道中記ヲ貯置キ不辨利無之様注意致スベシ

第五則　人民輶湊スル地ノ休泊所ニ於テハ其地ニ連絡スル國府道等四方ニ達スル宿村驛等ノ里程精密記載シ店頭ニ張出シ置ベシ

第六則　旅客休泊所ハ社則ノ如ク勿論其地方ノ成規ヲ守リ休泊致サセ申ベシ且道中記携帶ノ旅客ハ過路休泊ヲ聞キ自己ノ名下ニ捺印シ未過路ノ休泊所差圖ナシ若獨行ノ旅客ニシテ急病其他變故ニ會ハ懇切ニ世話致シ不實ノ取扱決テ

第七則　老幼婦女ノ旅客ハ別シテ氣ヲ付可申且河海陸路等ノ難間數事但傳染病等ノ如キハ地方成規ヲ守ルベキハ勿論タルベシ

第八則　甲府縣ヨリ乙府縣ニ達スル旅客ニシテ人員五名以上ノ者ハ其宿泊所ヨリ乙丙宿泊所ヲ計其旅客ノ先達或ハ頭立タル一名或ハ數名ノ國郡町村氏名及着日出立日共詳細通知スベシ其通知サレタル宿泊主ニ於テハ速ニ通知シタル社中ヘ入宿否共報答スベシ

但本文旅客ハ依頼シタル上郵便等ヲ以通知スベシ
第九則　近來地方ニヨリテ馬駕籠人力車夫等不當ノ賃錢ヲ貪ル等ノ弊風アリ仍テハ各町村驛社中ニ於テ實直ノ者ヲ撰置甲乙驛社中ニ達スルノ賃錢等豫定シ置ベシ若約束外ノ金錢等食ルコトアリテ該旅客ヨリ之ヲ訴レバ乙宿ニ於テ相當所分シタル上詳細申宿社中ヘ告知スベシ
第十則　改正講名ノ鑑札所持ノ旅客若社中無之地ニ於テ變故ニ但至難ノ事件ニシテ自己ノ意ニ任セザレバ最寄社中協議ノ上相當ノ取扱致シ不實ノ世話致スベカラズ

第十一則　旅客遺失物有之其遺失主判然タレバ該客旅行先ヘ通知シ差圖ノ通取計可申ハ勿論タリト雖若其遺失主不分明ナ

ルトキハ其筋へ届出成規ノ通取可申事

第十二則 宿料及中飯ハ上中下三等ニ區別シ可成丈ケ其地時ノ相場ヲ以テ廉價ヲ賄ヒ注文ナキ酒肴等ヲ勧メ或ハ妓女ノ媒スル等一切ニ不相成候事

第十三則 當講休泊社中ニ於テハ旅客目印ノ爲メ日出ヨリ日没迄衆人ノ目ニ立様標旗掲げ置ベシ

第十四則 旅客所持ノ物品假令嵩荷物タリトモ總テ安全保護スベシ

第十五則 社中取締方ハ一个國或ハ一府縣下或ハ數府縣下ヲ以一區域トス（但シ其便宣ニ任ス）其一區域内社中ノ事務ヲ料理スルコトヲ擔當ス其區域内ノ社中ニ於テ二名ヨリ少カラズ三名ヨリ多カラズ投標ヲ以之レヲ定ム若其區域内ノ社中ニ於テ犯則ノ者アルカ或ハ職業不勉勵ノ者等アリテ社中ニ禍害ヲ蒙ラズ等ノ行狀アル者一應世話方ヨリ説諭ヲ加ヘ再三懇諭ニ及モ自後悔念ノ心ナキモノハ社中集議ノ上加除スペシ

但加除シタルトキハ其旨詳細通知スルハ勿論其除名サレタル當人ハ講名ニ關スル一切ノ物品假令自費ニテ製造シタルモノニモセヨ其加ヘラレタル入社人ヘ渡スト

モ其區域内社中協議ノ上適宜所分スベシ

第十六則 雨天或ハ夜行セントスル旅客ニテ若シ雨具或ハ提灯ヲ借用セント乞者アレバ難形式ノ切符ヲ以異議ナク貸渡ス

ベシ尤相當代價ヲ預リ貸渡シタル品ナレバ不用ノ地ニ於テ社中ヘ返付サルレバ其社中ニ於テ切符ノ通受渡可致事合ヲ云）トニ區別シ大會アル地ハ中央便利ノ土地ニ於テ設クベシ但シ當分東京大阪ノ二ヶ所ト假定シ各區域内ノ世話方必ズ限日迄ニ出張シ各區域内ノ社中區々ニ相成ラ

ザル様事ヲ一途ニ出ス目的ナル故各地地方ノ慣習故例ヲ除外外利害ヲ共ニシ福禍ヲ同フスルノ舊慣ニ憑リ隔意ナク反覆可否討議スベキ事

但大會期日ハ三十日已前ニ各區域社中世話方へ告知スベシ

第十八則 大會ニ於テ熟議決定シタル件ハ社中一般相守ルベキモノトス小會ニ於テ熟議決定シタル件ハ其區域内ノ社中ニ

止リ般社中ヘ及スコトヲ得ズ

但小會期ハ十五日已前ニ其區域内ノ世話方ヨリ何地ニ

於テ集會スペキノ廻文區域内社中一同ヘ差出スベシ

第十九則 凡テ集會ハ過去ノ弊害ヲ洗除シ將來ヲ慎ミ妄斷臆說ニ

涉ラズ彼ガ長ヲ採リ我短ヲ補ヒ務テ社中ノ公益ヲ旨トシ

可否反覆討議スベキ事

第廿一則

諸街道道中記ニ社中除加正削ノ項ハ至重ノコトナル故各區域世話方ヨリ第十五則ノ如ク其確認スルモノ非ラザレバ之ヲ正削セズ且私情ヲ以猥リニ社中人名ヲ塗抹シ或ハ張紙スル等決テ致間敷事

第廿二則

社中ノ約ヲ履ミ自己ノ都合ニテ他ニ轉業スルトモ當講

名義ニ關シタル一切ノ譲り式ハ決テ不相成候事

但轉業或ハ子孫ニ家督讓ルモ其區域内ノ世話方等ニ必

ズ通知スベシ

第廿三則

社中ノ者或ハ社中代理ニテ講用ノ爲旅行スル者ハ無代價ヲ以一汁一菜其時ノ有合品ニテ賄通行可爲致事

第廿四則

社中利害ヲ共ニシ禍福ヲ同フスルノ舊價ニ據リ各自信

義ヲ守リ篤實ノ吸引致シ旅客ノ信憑ヲ失ハザル様孜々勉勵シテ益繁榮ヲ心掛可由事

右之通社中規則相定之レヲ確守ゼン爲メ各自其印章ヲ茲ニ錄ス

ルモノ也

次で天保年間に創立せられた三都講は維新後微々として振はざること浪花講と同様であつたが、これも亦浪花講の例に依つて社則を改め、こゝに改正三都講として世に見え

改正三都講規則

抑三都講改正セル講元河内屋庄右衛門ナルモノ天保年間ニ於海内全州へ設置シ一般行旅ノ保護ヲ計リ僻地祓道ニ至ル迄及ボ

サル、ナク實ニ至切ト云ハサルヲ得ス然ルニ近年樞機稍衰弛ニ

垂ントス爰ニ於テ同氏慨然トシテ社中等議擬知新ヲ旨トシ社則

ヲ制定シ乃チ改正三都講ト稱ス社中一般宣シク休貼シテ左ノ規定
則ヲ確守ス可キ事

第一則
定休泊所ハ一般ノ人民往來便利ノ爲ミニ設ル處ナレハ信義ヲ以
テ接待シラテ安心通行セシムヘキ事

第二則
等親内ノ者ト雖モ社外へ旅客紹介致サハ勿論他講ノ道中記
一切投與致シ間敷事

但從前所持ノ諸看板掲置候儀者苦シカラサル事

第三則

講社隆盛ノ原由ハ旅客保護ノ一途ニ在リ因テ講社道中記ヲ製シ
三府五港各縣所在共該記ノ多少ヲ問ハス行旅ニ就キ總テ承糺ノ
上其望乞ニ應シ惠與ス可キ事

第四則

三府五港ヲ始メ各縣所在并人民輻湊ノ地ハ近傍諸街道ノ里程詳
細ニ相調ヘ店前へ張出シ置クヘキ事

第五則

講社定宿ノ人員休泊ノ節ハ其居所姓名等詳細承糺ノ上帳記シ次

ニ講社道中記ヲ細閱シ過路驛村休泊所押印ノ有無ヲ杳シ自分ノ
名下へ押印シテ返却スヘシ若過路宿所ニ於テ旅宿ノ押印ナケル

ハ其事故ヲ問フヘシ而メ道中記携帶セサル旅客ニハ之レヲ與ヘ
懇ニ前路ノ教導ヲナス可シ假令獨行ノ人タリ共差支ヒナク止宿
致セサセ萬一病氣其他ノ事故ニ會ヘハ最寄り地方同盟ト協議ノ上
該人ノ本國へ報知シ萬事懇切ニ世話致シ決シテ不實ノ取扱有之
間敷事

但シ本定ノ次第柄ナルヲ以テ旅客道中記へ宿所旅店ノ落印ナ
キ様注意スヘシ

第六則

老幼婦女旅行ノ節ハ別シテ心付ケ朝ハ日出後ニ出立タハ日沒前
ニ止宿セシメ道筋里程ノ遠近等委ハシク申シ聞セ馬駕籠人力ニ
至ル迄萬事周旋シ旅中ノ妨害ナカラシムル様取扱フ可キ事

第七則

馬駕籠人力車等不當ノ質錢ヲ食ルノ弊害アルヲ以テ社中ノ者協
議シテ一里ニ付何程ト決定シ置朴實ノ者ヲ撰ミ講社目印ノ小旗
ヲ被シ置約束外ノ金錢等食ルヘカラシムル様注意ス可シ若シ不
都合ノ者之レアリ旅客ヨリ乙驛ノ講社へ談判アラハ乙宿ニ於テ
ハ適宜ノ所分ヲ爲ス可シ 但シ此旨速ニ甲宿へ報告スヘシ

第八則

改正講名ノ鑑札所持ノ旅客講社無之地ニテ變故有之時ハ報聞次
第其前後家寄講社中ヨリ遠ニ立會其地方へ報告ス可キハ勿論其

場ニテ介抱致シ丁寧ニ處置ス可キ事

第九則

旅客遺失物有之時ハ其現所ヨリ速ニ通行先へ送リ届ク可シ又其

物品ニヨリテハ休泊所順達ヲ以テ該客ノ本宅へ届クヘシ或ハ先

宿へ通知シ本人回答ノ旨趣ニ任セ取計フ可シ若シ遺失主不分明

ナル時ハ其筋へ届ケ出テ其品柄及ヒ其年月日ヲ記載シ店前へ張

出置ク可キ事

本文ノ次第柄ナルニ因リ旅客該宿ニ親戚舊故アリトモ悉ニ社

外へ投宿アルトキハ事ニ臨ミ多少ノ害アリ且自ラ旅客保護ノ

職務ヲ失スルニ依リ之レ等ハ堅停止セサルヲ得ス因ツテ重複

ニ之ヲ記ス

第十則

宿料ハ組合協議ノ上其貳ノ物價ニ隨ヒ上中下三等ニ定メ置キ事

各成ラサル様成丈ケ價廉ニ賄ヒ猥リエ酒肴ヲ勧メ或ハ妓女ヲ媒

スル等一切不相成事

第十一則

雨天或ハ闇夜等行旅保庇ノ爲メ驛々講社中ニ於テ油幕及ビ提灯

ヲ備ヘ置キ其需要ニ供ス可シ然ルトキハ各一個ニ付金貳拾錢ヲ

預リ置キ天晴夜明不用ニ屬セハ何レノ宿ニテ社中ヘ返却スヘシ

左スレハ通過セシ宿ニテ預ル所ノ金額該客へ辨價スヘシ

但シ切符ヲ以テ之レヲ證シ講社中甲ヨリスルモ乙ヨリスルモ皆之レヲ徵フヘシ

第十二則

講社中旅客印ノ爲標旗ヲ高掲ス可キ事

第十三則

社中取締方法ハ各道十ヶ驛或ハ十五ヶ驛ニ至ルヲ一組トシ人撰

取締ヲ置都テ休泊所ニ關スル事務ヲ取扱フ可シ若其組中ニ於テ

犯則ノ者在レハ前後隣驛ノ社員ヘ報告シ集議ノ上懲諭ヲ加ヘ尙

悔悟ニ至ラサレハ決議ノ上除社ス可シ標旗其他自費ニテ製シタ

ルモノアリトモ講名ニ關スル品ハ無論引上ケ此旨社中一同ヘ報

告シ尙ホ道中記梓板擔當人ヘ照會ス可キ事

但除名セル場所ニ於テ之レカ補員ヲ旨トシ社入ヲ乞フ者在

ハ更ニ評議ノ上進退ス可キ事

第十四則

組合集會ハ春秋兩度東海道ハ品川驛ヨリ小田原驛迄陸羽街道ハ

千住驛ヨリ宇都宮驛ハ日光迄中仙道ハ板橋驛ヨリ高崎驛迄水戸

街道ハ土浦驛迄總房ハ成田迄各道共東京へ集會シ既往ノ事績ヲ

陳述シ將來ノ舉措ヲ商議シ講社ニ關スル一切ノ事務ヲ談論シ美

事良法ノ心案アレハ直チニ其旨趣ヲ書記シ其事柄ニヨリ海内一

般ハ廣告シ規則中ニ編入ス可シ此ノ會既ニ畢レハ會中人員一二

名其前區ノ組合へ出張シ東京集會ノ振合ニ微フ可シ其他右ニ準

スル者也

シ及ホス可シ

但講社集會ノ節鑑札實印用意タルヘキ事

第十五則

講社道中記影刻製本及ヒ社員除加ノ如キハ第十四則ヲ遵守シ各區取締ノ辟報ヲ以テ梓上改正ス可シ而メ除加ノ項ハ重大ノ事件

ナルヲ以テ製本掛リ一己ノ臆想ニテ恣ニ刪刻スルヲ許サス

但シ名籍除加ハ毎月各區取締ヨリ其有無ヲ製本所ハ報告ス可キ事

第十六則

社中同盟ノ内事故ニヨリ轉業ノ者ハ其區取締リヘ申出自己ノ譲式一切不相成候事

第十七則

講社同盟選舉スルハ社中代理ヲ以テ派出スヘキ事

但旅費日當ハ一日金五十錢ト確定ス

第十八則

社中代理巡廻ノ節講社建設有之ノ地ハ休泊ト無代價ヲ以テ一汁一菜相賄可申事

但社中ヨリ案内ナク金談筋一切取合申間敷事

右改正三都講社規則社中同盟ノ者確守セン爲メ各自其印章ヲ鈴

三都講々元 河内屋庄右衛門 印
同講改正世話方坂締東京馬喰町壹丁目

莉豆屋茂右衛門 印

同 梅屋治兵衛 印

會津屋 利兵衛 印

同 福島屋 仙太郎 印

堵、次に述べんとする眞誠講は内國通運會社の經營する處である。こは浪花講を始め三都講と其起源を異にし、江戸定飛脚問屋に淵源せる陸運元會社の改稱せられたる上記内國通運會社の營んだもので、其講元も且て東京定飛脚問屋の總代たりし佐々木莊助がなつてゐる。

明治八年三月、陸運元會社として從來諸道に於ける陸運會社を支配してゐた同社は内國通運會社と改稱し、全國に於ける運送權統一の内命をうけ、翌四月三十日には陸運會社は解散を命ぜられた。然るに内國通運會社は舊陸運會社の解散後直ちに全國數千の宿驛に貨物繼立所を設立する事が出來なかつた爲めに、社中熟議の結果元來旅宿は旅客を

待遇するの家業にして行旅來往の便を圖るべきものであるから、運送業と關係が最も深いものである。故を以て、もし驛中に貨物繼立所たるべきものゝ無い場合には旅宿營業者の中で確實なるものを選び、之に貨物運送の中継を兼營せしめる事を策の上なるものであらうと決議し、種々畫策の結果、明治九年二月、眞誠講を設立した。その加盟者數は實に二千餘にも及び、その聯盟の結果貨物繼立の機關は全國的に充實し、貨物の遞送は可能となるに至つたのである。先に浪花講が結社を新にしたのも上述したるが如く眞誠講に倣つたものが多かつたのである。此講社も後には運輸機關の發達に依り興廢があり、或ものは運送業者となり、或ものは旅館營業者となつたが、當時に於ては實に有力なる一大結社であつた事はその創立の由來に徴して明かであらう。

徳富氏が明治十三年の頃、東海道を上下せし際、浪花講の旅宿を大衆的となし、一新講社の旅宿が先づ新式といふ處で、徳川時代の脇本陣の面影を存せしに比し、眞誠講の旅宿は全く舊式で徳川時代の本陣の風貌を存してゐたと云つ

てゐるが、或はそうであつたかも知れない。然らば當時新式と看做されし一新講社とは如何なるものであつたらう。

今明治十三年四月、一新講社創立書上に依りて其事情を伺ふに、一新講社の起源は明治六年、諒岡縣平民杉本榮助なる者が發起人となり、其始め之を一新講と稱し、同縣士族淺川行篤なる者に謀り、之れを講元に委任し、以て社則を編纂し、尋て東海道袋井宿、旅人宿營業の本多留平なる者が講元代理の委任を受け、諸道中實着なるものを選び、同講の標札フラフ等を旅舎の店頭に掲げ地形に因りて區分を立て組合を設け、毎區に周旋掛を配置し、各自互に社則を遵守せしめ、信義を厚くし、營業勉勵を専らとし、往復旅客の爲めに大に盡粹したので、其開業後數年ならずして同講加入者は東西に充ちたとあるが、明治八年十一月に至り發起人及び講元なるものを廢し、一新講社と改稱したとある。蓋し一新講社の創立は眞誠講の前年であり、其社則の充實せる處より見て就中注目に値するものであらう。其社則は上款、下款の二に分ち、上款は全國社中の一般遵守す

べき規定で、下款は各地の最寄組合に於て決せしもので其組合の社員は必ず之を守るべきものとせられてゐる。こゝに注目すべき規定の一は上款第三條の「社中社長、副社長等を設けざるは、各自相共ニ監督して弊害を生ぜざらしむるが爲なり。云々」の規定である。左に明治初年に於ける諸講中最も特色ある同社の社則を示すであらう。

取扱ハシム

但シ世話人ハ期限二ヶ年間トシ毎年三月社中投票ヲ以テ定ム

第四條

一旅店ハ營業中最モ肝要ナルモノニ付篤實ヲ主トシ旅客ニ對シ百事不深切ノ振舞アルヘカラス

但シ車馬駕籠人足等ノ世話ハ最モ厚ク注意スヘキ事

第五條

一當社中貸座敷營業ノ者ハ入社ヲ許サス

但シ宿驛ニ於テ貸座敷ヲ除クノ外入社ヲ許スヘキ旅店コ
レナキ時ハ入社ヲ許シ可成丈ケ旅客ト遊客トノ席ヲ區分
シ混淆セシメス且酒肴音曲等ノ時限ヘ夜十時限リヲ以テ
謝絶セシメ他客ノ安眠妨害ヲナスヘカラス

第六條

一旅客ノ人員多少ヲ問ハス厚ク注意スヘキハ勿論タリト雖モ一

人旅客ハ最モ注意シ本人ヲシテ安心セシムヘシ

且シ席ノ充満シテ客ヲ辭スルトキハ前以テ控宿ナルモノ
ヲ設ケ置キ旅客ヲシテ迷惑セシムヘカラス

第七條

一社中社長副社長等ヲ設ケサルハ各自相共ニ監督シテ弊害ヲ生セラシムルカ爲メナリ然リト雖モ主務ノ者ナキモ亦不便ナルヲ以テ世話人ナル者三名乃至五名ヲ設ケ社中一切ノ事務ヲ

一家業ニ急リ規則ニ背キ信義ヲ失フ輩有之時ハ社中再三説諭ヲ

加へ猶改心セサル上ハ衆議ノ上除社スル事アルヘシ

同盟 結社 新講社則下欵

第八條

一定宿附ノ道中記ハ各自自費ヲ以テ求メ置キ旅人ニハ無代價ニテ施與スヘシ

第九條

一毎年春秋ノ二季社中協議會ト號シ土地ノ便宜ニ從ヒ集會ヲナシ社中一切ノ事務ヲ議シ營業上互ニ忠告スル事アルヘシ故ニ本人ハ必ス出席スヘシ若シ事故アツテ缺席ヲナス時ハ代人ヲ由スカ近隣ノ社中ヘ代理ヲ委託シ後日其會ニ於テ決定セシ條件ニ付異論ナキヲ表スヘシ

第十條

一社中ノ事務ハ勿論社員ノ加除等渾ヲ社員ノ衆評ニ決スルモノニテ世話人タルモノ取扱ヒ條件ハ社員ヨリ委任セシ條件ノ外斷行ヲ許サス

一但シ世話人委任條件外ニシテ春秋二季ノ集會ヘ延引シ難キ事件アル時ハ世話人ヨリ臨時集會ヲ催ス事アルヘシ
第一條

一右ノ條々決定スト雖三年每ニ全ノ總代便宜ノ地ニ會シ社中一切ノ事務ヲ議シ衆議ニヨリ此條條改正刪補スル事アルヘシ

一規則上欵第一條ニ在ル如ク規則下欵ハ最寄組合ニ於テ決セシモノニ付其組合タル社員ハ必ス之ヲ遵守シテ違背致ス間敷事

第二條

一今此規則ヲ呼シテ山東社中約規ト云フ

一但シ組合ハ西ハ豆州山中新田ヨリ東ハ東京マテ左ノ連名ヲ云フ

第三條

一社中ノ者旅客ニ對シ不深切ハ勿論諸事不都合有之客ノ忠告を得ル時ハ被告人ヨリ速ニ之ヲ世話人ニ報シ世話人ヨリ本人ヘ教諭スヘシ若シ再三教諭シテ猶改心セサルトキハ衆議ノ上除社スル事アルヘシ

第四條

一右ノ如ク再三教諭ヲ加ヘ改心セサル者ヲ除社スルトキハ世話人ニ於テ標札ヲラフ等取上ルコトヲ得ヘシ然ル上ハ假令自費ヲ以テ調製セシモノト雖モ固ヨリ之ヲ拒ムヲ得サル者トス

第五條

一社員ハ一切他ノ社へ入社スルコトヲ許サス
但シ旅店中結社セシ講ニ無之所謂富士講成田講ノ如ク客

ノ結社セシ講ノ定休泊ヲ受ルハ勝手タルヘシ

第六條

一社員タルモノ社中ノ認可ヲエス第三條ヲ犯シ他社へ入社スル者ハ背約金百圓世話人ニシテ犯ス者ハ背約金百五十圓ヲ科シ斷然除社シテ標札フラフ等一切講社ノ目印トナルモノハ取上ル事アル等渾テ第四條本文及ヒ但シ書ノ通リタルヘシ

第七條

一宿引ヲ出シ旅人ヲ強勧シ或ハ車夫輿丁等種々ノ名目ヲ付ケ金錢物品ヲ與フル事ヲ禁ス

第八條

一講社旅客ヲ種々ノ口實ヲ設ケ密カニ社外へ指導スル等最モ嚴禁タルヘキ事

但シ社員中社外へ客ヲ指導セシ證トナルヘキモノヲ得テ

世話人ヘ出ストキハ背約ナヨリ壹枚ニ付背約金二圓ヲ科

シ本人ヘ與フヘシ且世話人背約スルトキハ金四圓トス

第九條

一旅客ノ需メニ應シ酒肴ヲ出スモ本人ノ酒量過度ト見認ムルト

キハ其旨意ヲ平穩ニ申聞ケ謝絶シ夜ハ必ス十時限リ之事

但シ藝妓ヲ招クハ許容セサル處ト雖モ客ノ音器ヲ望ムム

ハ貸シ與ヘ夜ハ必ス十時限リニ之ヲ止メ他ノ安眠ヲ妨害

(積立方法ハ別紙ニ出ス)

第十三條

一右ノ餘金ハ渾テ社中積立金トス

第十二條

一本社積立金五年毎ニ改正スル決約ニ付五ヶ年ニ至リ解散ス

ルモ繼續スルモ時ノ衆評ニヨル

スヘカラス

第十條

一社中ヲ先六組ニ區別シ其組合中ノ箇所ニ於テ集會ヲ成ストキ

ハ其組合ヲ半ヶ年間ノ當番トシ諸事擔當ヲ成シ次ノ集會ニ至

ル迄ノ間ノ事件ハ一切引受ケ世話人ト協議シテ施行スヘキ事

但シ集會席ハ或ハ懇談ノ上トシ或ハ投票ノ上トス

(組合表ハ次ヘ出ス)

第十一條

一通常ノ集會ハ渾テ二泊一晝ト定メ必ス報知ノ日限通り出席スヘキ事

但シ集會入費ハ一人ニ付金六十五錢ト定メ參不參ヲ論セ

ス必ス出金シ及ヒ別紙規則通り旅費ヲ出金セシ上會費ノ

不足ヲ補ヒ殘額ヲ醒當シテ道路遠近ノ不公平ナカラシム

(規則ハ次ヘ出ス)

第十四條

一右ノ如ク積立金ヲナスト雖モ事故アリテ除社セラル、者ハ
切割戻ス事無シ積立シ金額ハ其者ノ損失トス

以 上

右ノ通り社員衆評ノ上決定セシ上ハ社員衆議上ニ非ルヨリハ刪
補改正セス永ク遵守スル處ノ證ヲ表スル爲メ此ニ自ラ記名シテ
捺印候處相違無之者也

第十條但シ書

山東社中組合長

一ノ組

東京 渡邊 健藏

綾部 文藏

寺岡 松治郎

梅屋 治兵衛

大坂屋與惣右衛門

二ノ組

川崎驛 島田 武右衛門

中島 平三郎

井村 専治郎

程ヶ谷驛 金子 傳左衛門

四ノ組

野島

江ノ島

鎌倉

金澤

久保寺

南湖

四ツ谷

藤澤驛

船橋

伊豫田

重田

石井

小山

彦右衛門

八郎右衛門

重助

國造

吉兵衛

半兵衛

五ノ組

平塚驛

笠尾

伊兵衛

大磯驛

松岡半右衛門

川崎伊三郎

梅澤和田銀七

横濱 渡邊 新三郎
横須賀 羽佛 藤藏
三富利右衛門

國府津 富士見屋 豊次郎

小田原驛

尾崎 佐兵衛

片岡 永左衛門

湯本 福住 九藏

箱根驛 高瀬 四郎右衛門

山中新田 濱野源兵衛

第十一條但シ書旅費配當規則説明書

醫ハ今爰ニ江ノ島ニテ集會ヲ爲セハ其近邊藤澤鎌倉戸塚等

ノ社中ハ便利ナレトモ之ヲ箱根山中新田等ノ如キ遠隔ノ地

ノ社中ニハ實ニ不便利ト云ヘシ故ニ今此規則ヲ設ケ何レノ

地ヘ集會席ヲ設クルモ不公平ナカラシムル也其法方ヲ説明

スル事左ノ如シ

江島ノ集會ナレハ山中新田ヨリハ十四里ナリ箱根ヨリハ十三里
 ナリ湯本ヨリハ十一里ニシテ東京ヨリハ十三里ナレハ山中新田
 ハ社中第一ノ遠路ナル可シ然ル時ハ此第一ノ遠路ナル山中新田
 ヲ定規トシ一里ニ付金七錢ノ旅費万金九十八錢ヲ社中ノ參不參
 ヲ間ハス各位ニ出金サセ募集ノ上ハ各位ノ懸隔セル里數ニ應シ
 割辰シ其餘金ハ社中ノ積立金トナスナリ乃チ今此ニ社中ヲ凡ソ
 三十戸ト見做シ一戸ニ付田金高九十八錢合計金二十九圓四十錢

以て宿屋營業取締規則を公布せられたが、これに依れば宿

ヲ社中諸氏ノ自宅ヨリ其集會席ニテノ里數合計二百五十里トナ
 シ二十九圓四十錢ヲ二百五十里ニテ除スレハ一里ニ付十一錢セ
 七厘六毛ナリ之ヲ山中新田ヘハ十四里ナルヲ以テ即チ一圓六十四
 錢六厘四毛箱根ハ十三里ナルヲ以テ一圓五十二錢八厘八毛湯本
 ハ十一里ナルヲ以テ一圓二十九圓二厘五毛藤澤ハ一里ナルヲ以
 テ十一錢七厘六毛鎌倉ハ二里ナルヲ以テ二十三錢五厘二毛ヲ割
 戻スナリ然ラハ乃チ藤澤ハ近傍ナルヲ以テ九十八錢出金ナシ僅
 二十一錢七厘六毛ノ配當ヲ得レハ眼前八十六錢三厘四毛ノ損失
 アルト雖モ他ノ遠路ヨリ出張スル時間ヲ以テスレハ大ニ益アラ
 ン且山中ハ九十八錢ヲ出シ一圓六十四錢二厘四毛ノ配當ヲ得レ
 ハ現ニ六十六錢六厘四毛ノ益アルト雖モ往復時間ノ徒費スルコ
 ト藤澤鎌倉ニ比スレハ莫大ナラスヤコレ何レノ地ヘ集會ヲ設ク
 ルモ不公平ナキ所以ノ良法ナリ餘ハ推テ知ルヘシ

但シ一里以下ノ端數ハ算法煩ケレハ略ス

第十三條但シ書積立金法方

今暫ク社中ヲ衆議ノ上三等ニ區別シ一等一ヶ月金二十錢二等一
 ケ月金十五錢三等一ヶ月金十錢ツ、最寄組合ニテ月々取集メ春
 秋二季ノ集會席ヘ持參シテ之ヲ取纏メ利子ヲ生セシムヘシ

明治二十年十月十三日、警察令第十六號及び第十七號を

屋を三種に分ち、其一を旅人宿、其二を下宿、其三を木賃宿となしたのである。これ等が現今の宿屋となつてゐるのである。今明治二十一年印刷の銅版北陸買物案内を見るに、北陸諸所に於ける諸國定宿の實景に一の旅宿にして浪花講を始め眞誠講、一新講社其他諸講の看板を下げてゐるのを見る。明治十三年頃に徳富蘇峰氏がこれら別々の講社を代表する異なる旅宿を見、甲種の旅宿に先づ宿をとると其から後も同格式の宿へ宿次ぎに送り狀がついて行く旨の様子を述べてゐるが、明治二十一年頃に於ては其當時の宿屋のとは大分變つてゐるらしいのを見るのである。これ

は明治二十年十月十三日の警察令第十六號及第十七號を以て公布せられたる宿屋營業取締規則の公布せられて以來のことであり、旅宿も明治初年に於ける本陣とか脇本陣などの如き舊幕府時代の殘物を追々失つたところであるから、それらの格式や氣風も旅宿界から去り旅宿は一様に旅宿として營業したものであらうから、其當時に於てはかかる講社も最早以前の如き意味を有するものではなく、單に其名残りとして（格式とか何とかいふ六ヶ敷い意味を失つて）何れの旅宿にも殆んど共通に雜然と其看板を下げてゐたものではあるまいかと思はれる。（終）

自動車の道路損傷に就て

菅 健 次 郎

一 はじめ

二 自動車の道路損傷を起す原因とその輕重

三 タイヤーの種類と道路損傷

四 自動車の種類と道路損傷